

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立
リハビリテーションセンター評価委員会における評価方法及び評価基準

1 趣旨

地方独立行政法人（以下「法人」という。）の各事業年度及び中期目標期間における業務の実績については、地方独立行政法人法第 28 条及び第 30 条の規定に基づき、（地独）栃木県立がんセンター評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けなければならないことから、以下のとおり評価委員会における法人の業務実績に関する評価方法及び評価基準を定めるものとする。

地方独立行政法人法（抄）

第 28 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

第 30 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

2 評価の基本方針

- (1) 年度計画の業務実施状況をもとに中期計画の進捗状況を調査、分析し、各事業年度における業務実績について総合的に評価する。
- (2) 中期計画の業務実施状況をもとに中期目標の達成状況を調査、分析し、中期目標期間における業務実績について総合的に評価する。
- (3) 法人の業務の実績の全体について調査、分析を行い、評価すべき点や改善すべき点を明らかにすることにより、法人の業務の質の向上及び効率化に資する。
- (4) 評価を通じて法人の業務運営の状況を分かりやすく示すことにより、法人の業務の透明性確保に資する。

3 評価方法について

- (1) 各事業年度における業務実績の評価（各事業年度終了後に実施）
 - 法人は、各事業年度の業務の実績について、年度計画に掲げた項目（中項目）ごとに自己評価（中項目別評価）を行うとともに、自己評価を付した業務実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を作成し、評価委員会に提出する。
 - 評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書に基づき、年度計画に掲げた項目（中項目）ごとに評価（中項目別評価）を行うとともに、業務実績全体の状況について評価（全体評価）を行う。

- 法人の自己評価は、次年度の5月～6月頃に実施し、評価委員会による項目別評価及び全体評価は、7月～8月頃に実施する。

《法人による自己評価》

法人は、自己評価するにあたり、業務実績や年度計画に掲げた指標の達成状況を総合的に検証し、中項目ごとの実施状況について4段階評価（「4 評価基準について」参照。以下同じ。）を行うとともに、その評価理由を記載する。

なお、年度計画に掲げた指標の達成状況の判断目安は、以下のとおり。

【指標の達成状況】

- v：目標達成率 110%以上
- iv：目標達成率 100%以上 110%未満
- iii：目標達成率 90%以上 100%未満
- ii：目標達成率 80%以上 90%未満
- i：目標達成率 80%未満

《評価委員会による評価》

ア 中項目別評価

法人の業務実績や法人による自己評価結果を総合的に検証し、中項目ごとの実施状況について4段階評価を行うとともに、その評価理由を記載する。

イ 全体評価

上記の中項目別評価を踏まえ、各事業年度における業務実績について、記述式による総合的な評価を行う。

(2) 中期目標期間における業務実績の評価（中期目標期間終了後に実施）

- 法人は、中期目標期間の業務の実績について、中期計画に掲げた項目（中項目）ごとに自己評価（中項目別評価）を行うとともに、自己評価を付した業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。
- 評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書に基づき、中期計画に掲げた項目（中項目）ごとに評価（中項目別評価）を行うとともに、業務実績全体の状況について評価（全体評価）を行う。
- 法人の自己評価は、中期目標期間終了後の次年度5月～6月頃に実施し、評価委員会による項目別評価及び全体評価は、7月～8月頃に実施する。

《法人による自己評価》

法人は、自己評価するにあたり、業務実績や中期計画に掲げた指標の達成状況を総合的に検証し、中項目ごとの実施状況について4段階評価を行うとともに、その評価理由を記載する。

なお、中期計画に掲げた指標の達成状況の判断目安は、年度計画に掲げた指標の達成状況の判断目安と同様とする。

《評価委員会による評価》

ア 中項目別評価

法人の業務実績や法人による自己評価結果を総合的に検証し、中項目ごとの実施状況について、4段階評価を行うとともに、その評価理由を記載する。

イ 全体評価

上記の中項目別評価を踏まえ、中期目標期間における業務実績について、記述式による総合的な評価を行う。

4 評価基準について

(1) 各事業年度における業務実績の評価

法人による自己評価及び評価委員会による評価（中項目別評価）については、以下の基準により判断する。

《評価基準》

S：計画を上回って実施している。

A：概ね計画どおり実施している。

B：計画をやや下回って実施している。

C：計画を下回っている、又は実施していない。

(2) 中期目標期間における業務実績の評価

各事業年度における業務実績の評価基準と同様とする。